

(別表1)

## 事業継続力強化支援計画

### 事業継続力強化支援事業の目標

#### I 現状

##### (1) 地域の災害リスク

###### 1) 地形・地質等

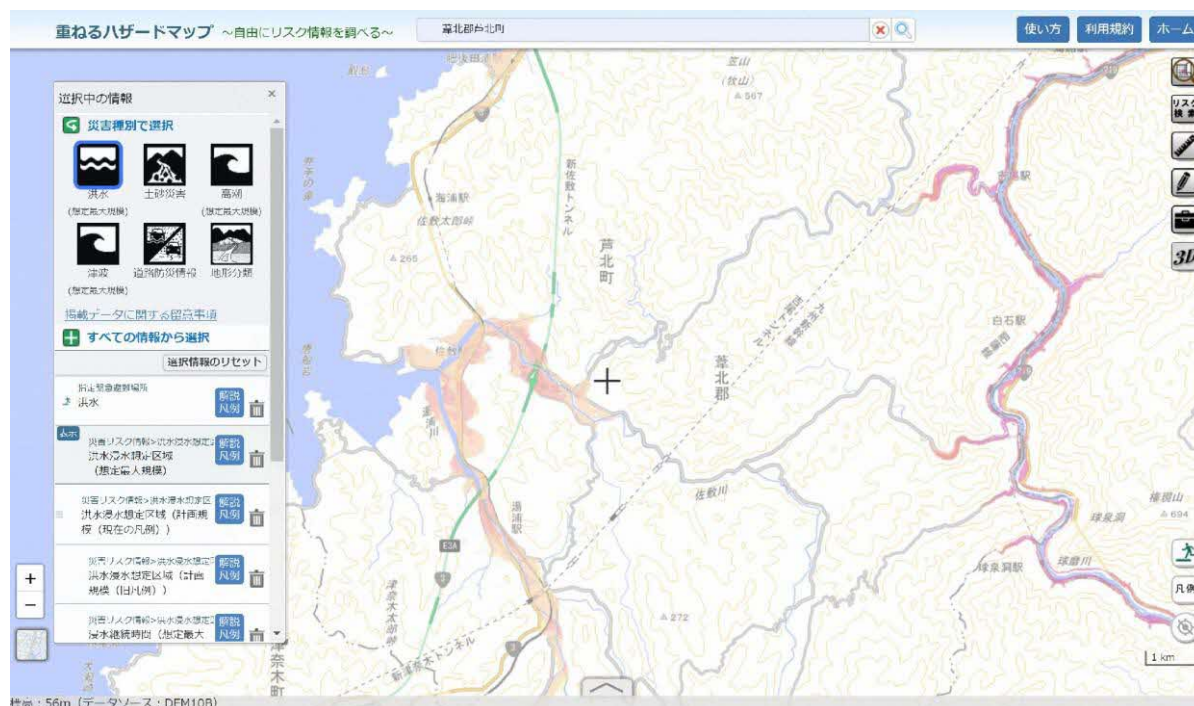
芦北町は、熊本県の南部に位置し、北側の八代市、南側の水俣市・津奈木町との境を山々に隔てられ、東側は球磨川を境とし、西側は不知火海に面している。

東西 16.6 キロメートル、南北 25.4 キロメートル、総面積 233.98 平方キロメートルを有する本町は、東西南北を山、川、海によって区切られた一つの領域になっている。この領域には標高 200 メートルから 900 メートル前後の山々が連続しており、平地が少なく町土の約 8 割が山林となっている。平地は海岸及び河川流域に分布するのみで、それ以外のほとんどが丘陵山岳地帯で、町の西岸は芦北海岸県立自然公園に指定されている。気候は海岸地域と山間地域では幾分条件が異なるが海岸地域は暖流の影響により暖かく、ほとんど無霜地帯であるのに対し、山間部は降雨量、湿度共に多く、比較的冷涼である。

このような地理的条件から、内陸的気候の特徴である寒暖の差が著しいことから、梅雨の時期には降水量が多くなり、台風の進路によっては想定以上の豪雨をもたらす傾向がある。

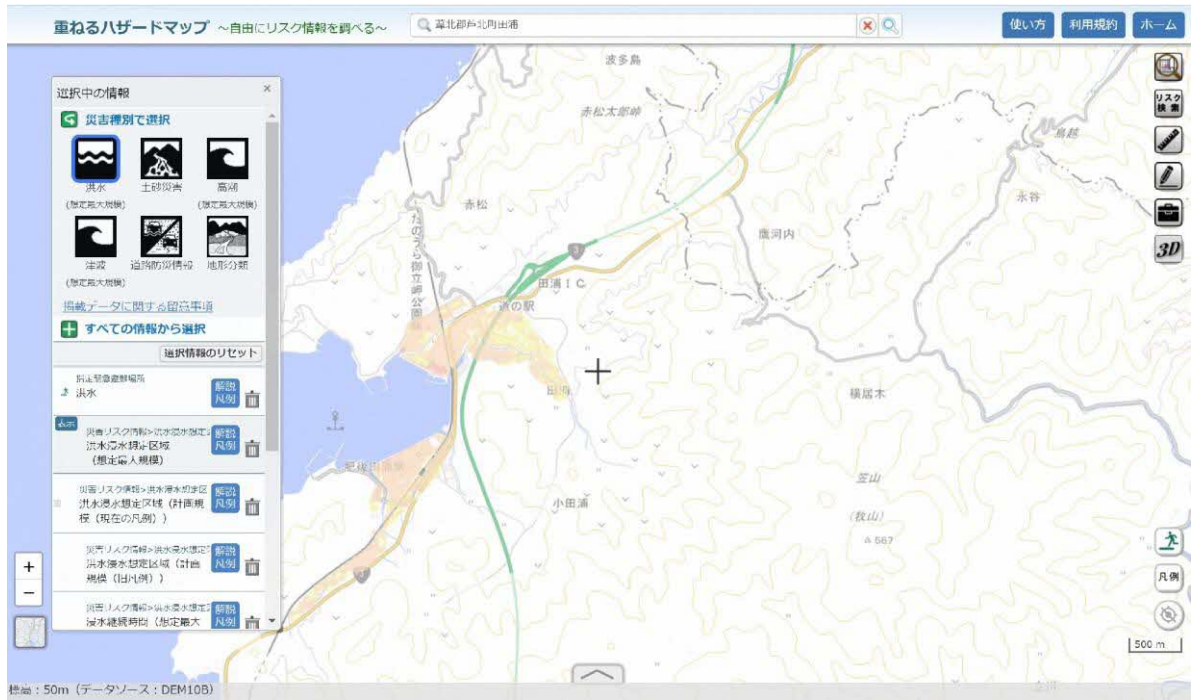
(洪水：ハザードマップ) URL：<https://disaportal.gsi.go.jp/>

#### ●芦北地区



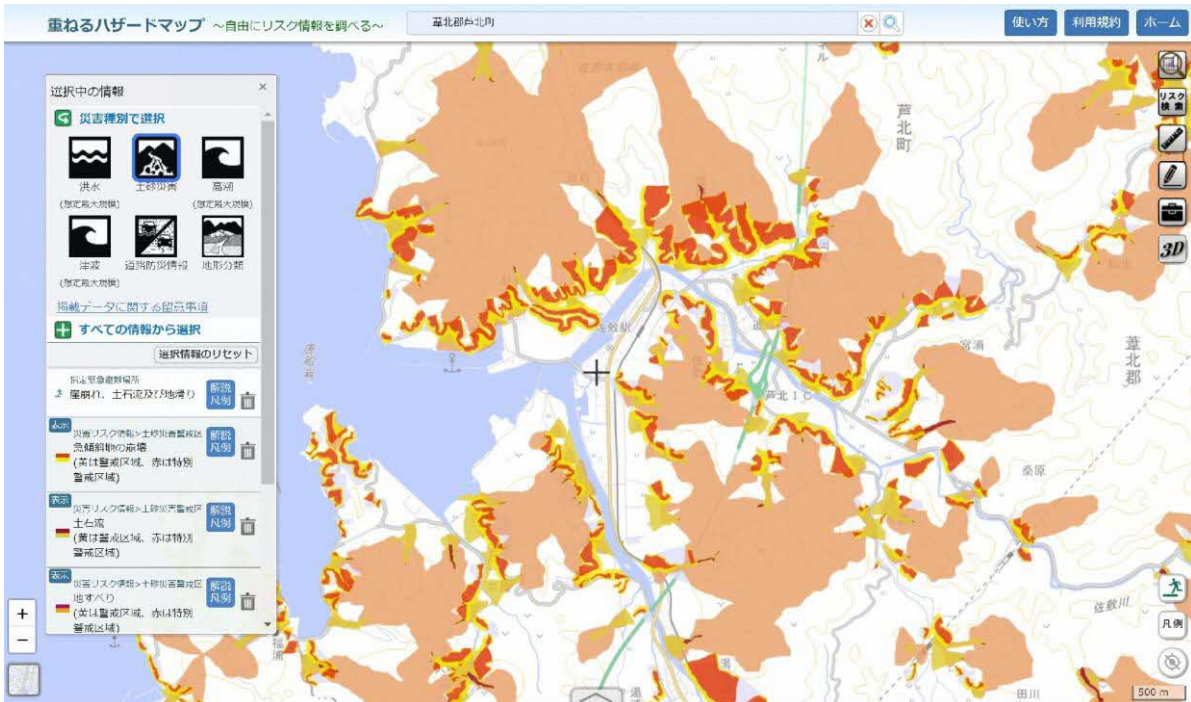
国土交通省のハザードマップを見ると、0.5m～3mとなっているが、令和2年7月の豪雨災害時には、1級河川である球磨川の流域においては氾濫により10m以上浸水した地域もある。

## ●田浦地区



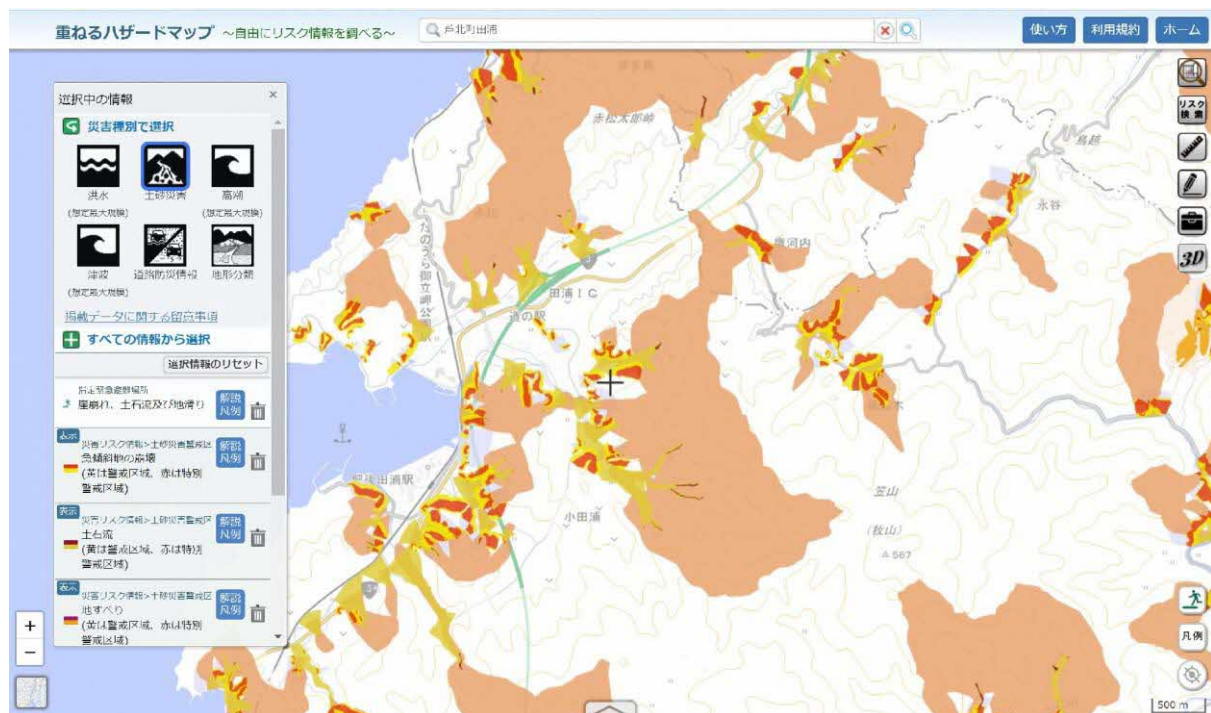
(土砂災害：ハザードマップ) URL : <https://disaportal.gsi.go.jp/>

## ●芦北地区



(土砂災害：ハザードマップ) URL : <https://disaportal.gsi.go.jp/>

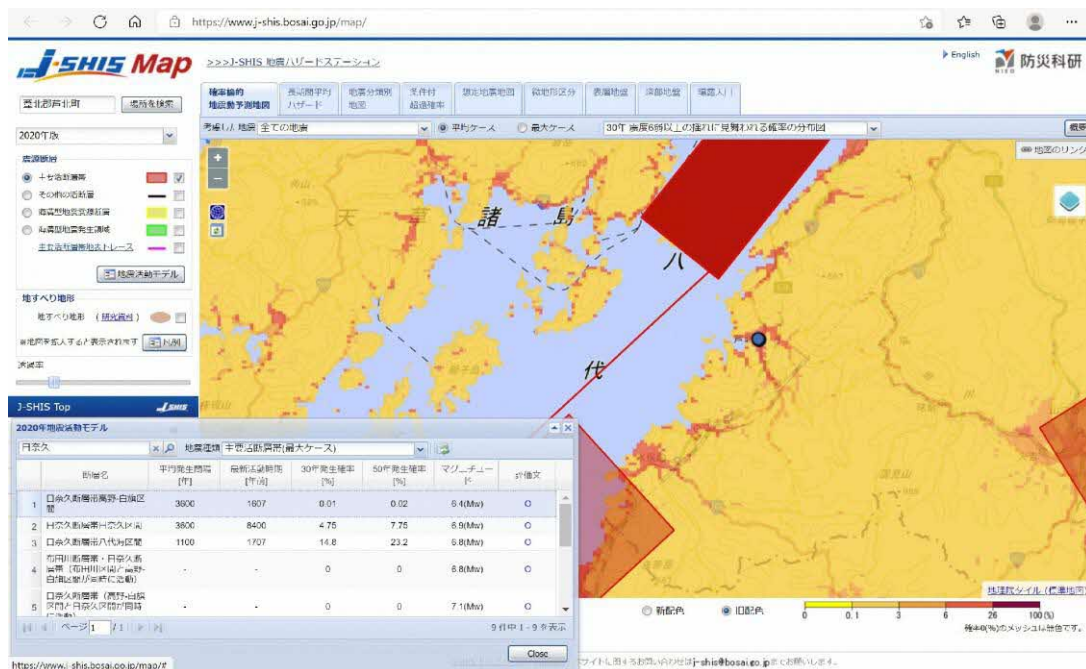
●田浦地区



土砂災害については、丘陵山岳地域でもあるため被害が想定されている。また、国道3号線のトンネルも土砂災害により通行止めが発生する可能性がある。

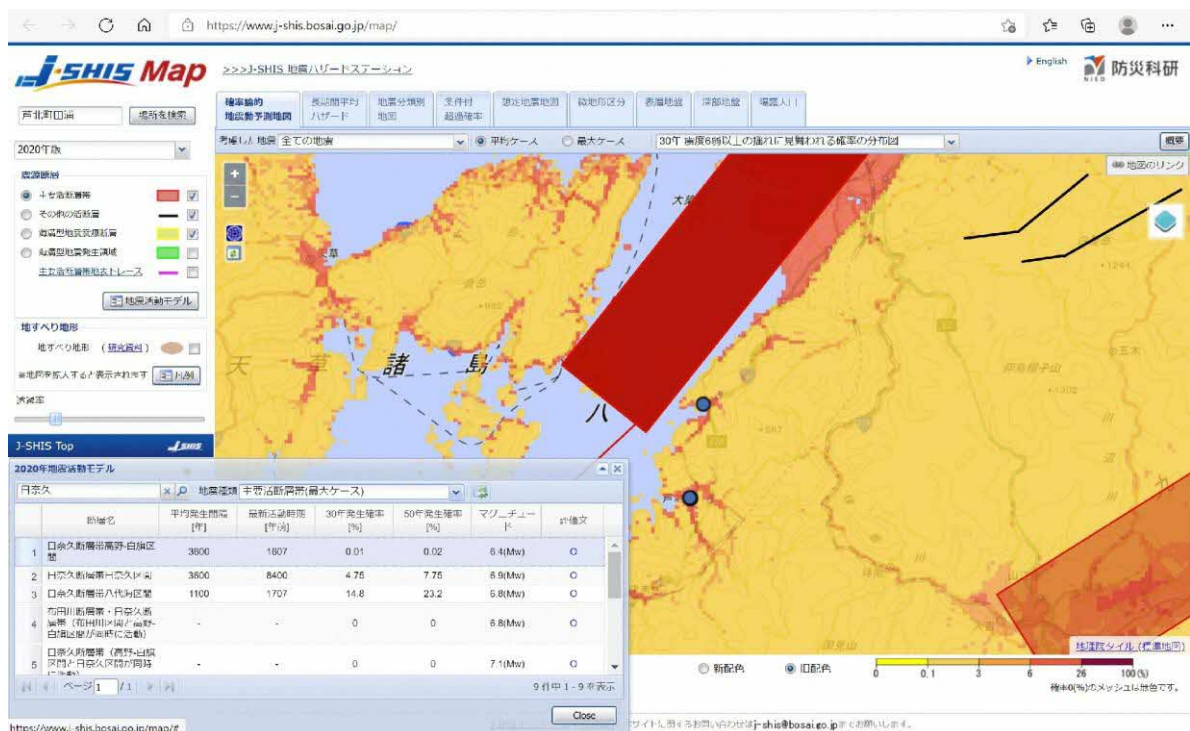
(地震：J-SHIS) [J-SHIS 地震ハザードステーション \(bosai.go.jp\)](https://www.j-shis.bosai.go.jp/)

●芦北地区 (芦北町本所)



(地震：J-SHIS)

●田浦地区（田浦支所を起点）



地震ハザードステーションの防災地図によると、芦北地域では近くに日奈久断層帯があり八代海区域では震度6弱以上の地震が、今後30年間で発生率は14.8%、50年間で発生確率は23.2%となっており、高い数値のため今後の防災意識が求められる。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。人から人に持続的に感染するウイルスを病原体とするインフルエンザであって、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。近年では、コロナウイルス感染症も流行し、事業所の感染防止対策やリスクマネジメントも非常に重要となってきた。

(その他)

平成以降の主な自然災害

- |                 |        |              |
|-----------------|--------|--------------|
| ・平成 3年9月27日     | 台風19号  | ：家屋浸水、農林産物被害 |
| ・平成11年9月23日～24日 | 台風18号  | ：家屋浸水、農林産物被害 |
| ・平成28年4月14日     | 熊本地震前震 | ：家屋倒壊、農林産物被害 |
| ・平成28年4月16日     | 熊本地震本震 | ：家屋倒壊、農林産物被害 |
| ・平成28年6月20日～21日 | 集中豪雨   | ：家屋浸水、農林産物被害 |
| ・令和 2年7月 3日     | 集中豪雨   | ：家屋浸水、農林産物被害 |

上記の災害以外にも平成元年より芦北町では集中豪雨26回（水害）・台風13回（風災害）と被害があっている状況である。（平成30年度 芦北町地域防災計画より）

(2) 商工業者の状況（平成26年度経済センサス活動調査及び芦北町商工会独自調査）

- ・商工業者数 541人
- ・小規模事業者数 500人

【内訳 / 県被害調査区分】

| 業種        | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考（事業所立地状況等） |
|-----------|-------|---------|--------------|
| 卸売・小売業    | 155   | 141     | 町内に広く分散      |
| 宿泊・飲食サービス | 45    | 44      | 国道・県道沿線      |
| 製造業       | 44    | 37      | 町内に広く分散      |
| 建設業       | 103   | 99      | 町内に広く分散      |
| その他       | 194   | 179     | 町内に広く分散      |
| 合計        | 541   | 500     |              |

(3) これまでの取組

1) 芦北町の取組

- ・防災計画（一般災害対策、震災対策）の策定及びそれに基づく防災訓練の実施
- ・避難所の設定、運用マニュアルの作成
- ・総合防災マップ（修正版）令和3年の作成と周知
- ・ホームページ、防災無線、LINE（SNS）での防災情報の提供
- ・防災備品の備蓄（役場の総務課において、食料、水、備品等を備蓄）

2) 本会での取組

- ・防災備品及び支援物資の搬入搬出の支援
- ・事業者のBCPに関する国の施策の周知
- ・熊本県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進

## II 課題

現状では、令和2年7月豪雨災害の爪痕がまだ残っており、国・県の補助金である「なりわい再建支援補助金等」を活用し復旧作業の半ばである。県浸水想定区域を大幅に超えてきた豪雨災害であったため、令和3年3月に、芦北町が総合防災マップ（浸水想定区域修正版）を作成した。

今後、大規模災害時に対応できるように緊急時の取り組みについて漠然的な記載に止まらず、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルを整備する必要がある。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員がいらないため今後対応していかなければならない。さらには、保険・共済に対する助言を行える経営指導員等職員が不足しているなどの課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、管内の小規模事業者に対して、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調が不良な社員を出勤させないルール作りや、感染症拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知させることが上げられる。

## III 目標

- ・管内の小規模事業者に対して、自然災害リスクや感染症等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、芦北町商工会と芦北町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後、速やかな復興支援が行えるよう、また管内において感染症発生時には拡大防止措置を行えるように、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

〈事業者BCP策定の推進に関すること〉

- ・管内の事業者を対象とした事業継続力強化計画に関するセミナーを、年1回実施する。  
開催通知は、対象者への定期巡回、郵送及び本会のホームページ、芦北町のホームページにて情報発信する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

芦北町商工会と芦北町の役割と体制を明確にし、連携して以下の事業を実施する。

### 〈1. 事前の対策〉

本計画と芦北町地域防災計画（一般災害対策・震災対策）や、国の示す感染症予防マニュアルに基づき、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導時にハザードマップを用いながら事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取り組む可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

### ＜定量目標＞

|         | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| セミナー開催数 | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |
| BCP策定件数 | 3     | 3     | 3     | 3     | 3     |

※BCP策定件数：芦北町商工会の経営指導員1名（3名在籍）あたり1件を策定目標とする。

#### 2) 商工会自身の事業継続計画の策定

- ・本会は令和3年3月、事業継続計画を策定（別添）

#### 3) 関係団体等との連携

- ・事業者BCPの取り組みに関する専門家を招聘し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや、損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・本会と本町で、状況の確認や改善点について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、芦北町との連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

〈2. 発災後の対策〉

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に、職員の安否確認を行う。  
(商工会の事業継続計画に従い、商工会災害対応システム及びSNS等で迅速に確認する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、芦北町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・本会と本町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
豪雨の場合：職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまずは安全を確保し、警報解除後に出勤する。  
地震の場合：職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまずは安全を確保し、警報解除後に出勤する。
- ・職員が被災する等により応急対策ができない場合の芦北町または本会の応急的な役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報を共有する。

|           |                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none"><li>・管内の10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・管内の1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul> |
| 被害がある     | <ul style="list-style-type: none"><li>・管内の1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・管内の0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。</li></ul>                                                          |
| ほぼ被害はない   | <ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報はない。</li></ul>                                                                                                                                                      |

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

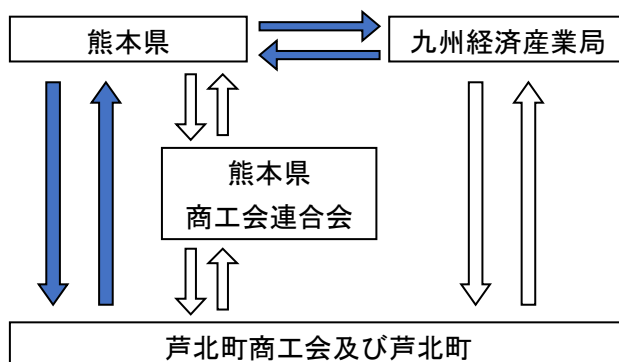
- ・本計画により、本会と本町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

|         |           |
|---------|-----------|
| 発災後～4週目 | 1日に1回共有する |
| 5週目～8週目 | 2日に1回共有する |
| 9週目以降   | 週に1回共有する  |

・「芦北町地域防災計画（一般災害対策・震災対策・総合防災マップ（浸水想定区域修正版）」を踏まえ、必要な情報の把握と、発信を行うとともに、交代勤務を導入する等の体制維持に向けた対策を実施する。

### 〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害等発災時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・本会と本町は被害状況の確認や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・本会と本町は共有した情報を、熊本県商工振興金融課、熊本県商工会連合会宛てにメール又はFAXにて報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、本会と本町が共有した情報を熊本県の指定する方法にて本会又は本町より熊本県へ報告する。



### 〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・本会は、臨時に対応できる相談窓口を開設する方法について芦北町と検討のうえ、地区内小規模事業者への周知を図る。（国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、町）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・地区内中小・小規模事業者から要請・要望がある場合は、本会・本町で集約し、熊本県と情報共有を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

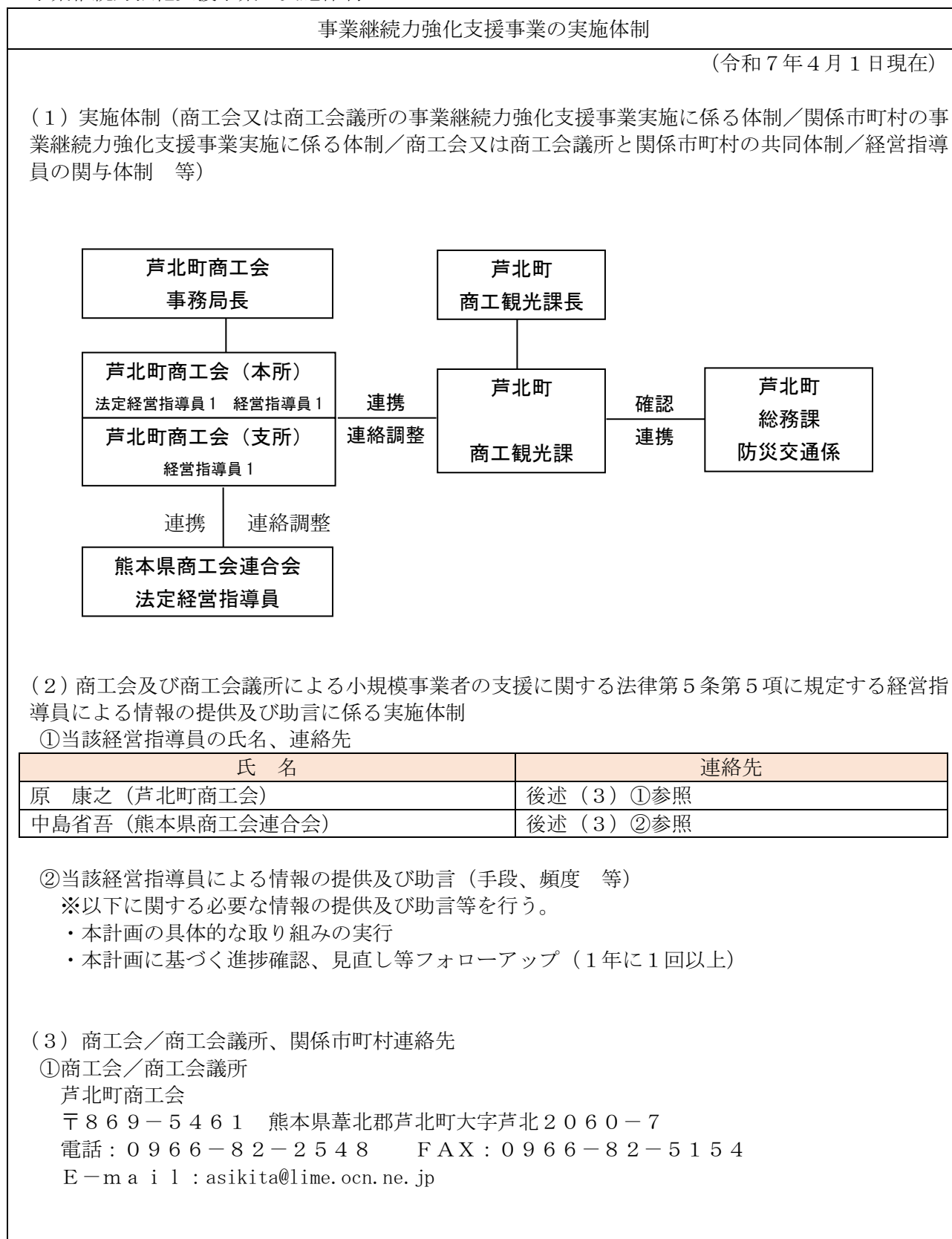
〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

- ・ 熊本県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を熊本県等に相談する。
- ・ 発災後の各種支援制度（融資制度、補助制度等）についても、国の機関や熊本県等を通じて本会・本町で情報収集を行い、事業者への情報提供を行う。

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに熊本県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



②熊本県商工会連合会 特任支援課

〒860-0801 熊本市中央区安政町3番13号

電話：096-325-5161 FAX：096-325-7640

E-mail：info@kumashoko.or.jp

③関係市町村

芦北町役場（本庁舎）商工観光課

〒869-5498 熊本県葦北郡芦北町大字芦北2015

電話：0966-82-2511 FAX：0966-82-2893

E-mail：syokou@town.ashikita.lg.jp

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

|           | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要な資金の額   | 160   | 160   | 160   | 160   | 160   |
| 講師謝金      | 40    | 40    | 40    | 40    | 40    |
| 講師旅費      | 10    | 10    | 10    | 10    | 10    |
| 資料印刷費     | 10    | 10    | 10    | 10    | 10    |
| 防災、感染症対策費 | 100   | 100   | 100   | 100   | 100   |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法                    |
|-------------------------|
| 会費収入、県補助金、芦北町補助金、事業収入 等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

|                                                |
|------------------------------------------------|
| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所<br>並びに法人にあっては、その代表者の氏名 |
|                                                |
| 連携して実施する事業の内容                                  |
|                                                |
| 連携して事業を実施する者の役割                                |
|                                                |
| 連携体制図等                                         |
|                                                |